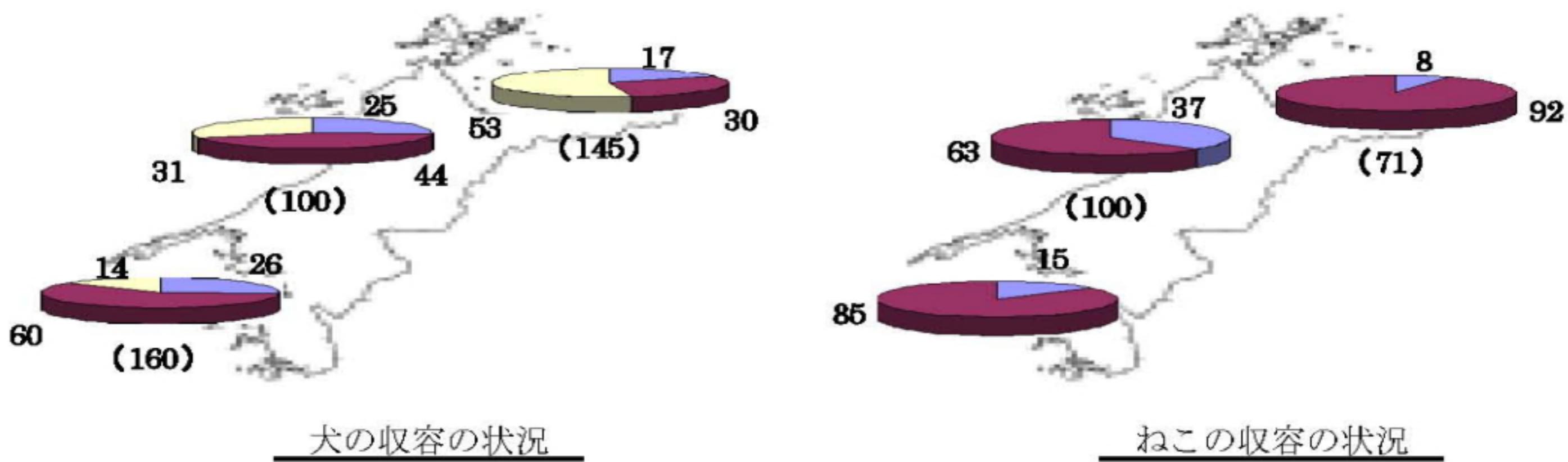


愛媛県動物愛護センター便り

全国的に災害が出るほどの豪雨となつた梅雨が明けました。石手川ダムは満水状態でこの夏は水の心配はしなくていいようですが、動物愛護センターへの道が、がけ崩れ等しないか、かなり心配でした。もう少し穏やかな梅雨となってほしいと思います。

さて、愛媛県の犬ねこの収容処分は年々減少傾向にあります、平成21年度4,578頭(松山市を除く。)。この状況について愛媛県を東、中、南予に分けて分析してみましょう。



犬は拾得（飼い主不明）が中・南予に多く、東予では捕獲が多いことが分かります。

一方ねこでは、東・中・南予全てで拾得が多いことが分かります。それも子猫の引取りが73%と多数を占めています。

この現状を少しでも改善するためには、所有者明示と去勢・不妊の啓発推進が大きな鍵になるとされています。動物愛護センターではマスメディア等を通じた啓発活動に力を入れ、1頭でも多くの動物の命を救おうと日々訴えておりますので、是非皆さんの周辺の方々にもご協力をお願いしてください。

1 所有者明示措置とは

所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置で、動物の盗難や迷子の防止の際に所有者の発見を容易にすることができます。

室内飼いだからと言って安心せず、必ず何らかの方法で大切な動物を護ってください。

2 具体策

- (1) 鑑札、狂犬病注射済票の装着（狂犬病予防法で義務付けられています。）
- (2) マイクロチップ、迷子札（所有者名、住所、電話番号を記載してください）

3 迷子になつたら

次の所に連絡をしてください。

- (1) 住所を所管する市町役場
- (2) 動物愛護センター
- (3) 住所を所管する警察

1~3すべてに連絡してください

愛媛県動物愛護センター 佐々木俊哉